

あかり、あったか。しらたかの冬。

第4回



しらたか 雪紅(あか)り



令和5年2月4日(土曜日)
午後4時～8時



同時開催

しらたかの夜空に舞い上がれ！ スカイランタンフェス

午後6時打ち上げスタート
会場：白鷹ヤナ公園あゆ茶屋駐車場
主催：(一社)白鷹町観光協会

お楽しみスタンプラリーで、
今年も、
雪紅(あか)りオリジナルグッズを
プレゼント！



すまいるプレゼント
いばり!!!

◆「うせ」エリア・353 KUROGAMO・白鷹町営スキー場
(会場は変更になる場合があります)

◆「うせ」エリア・道の駅白鷹ヤナ公園(白鷹町観光協会・ひぐち商店・ヤマラクフーズ・商工会青年部)

◆「うせ」エリア・愛菜館

◆「うせ」エリア・白鷹町産業センター(白鷹町商工会・シャツタカ)

◆「うせ」エリア・まちなかエリア

◆「うせ」エリア・各会場ごと、楽しいおいしい振る舞いがあります！

◆「うせ」エリア・白鷹町の特産品の販売

◆「うせ」エリア・雪だるま、雪像、かまくら、イルミネーションなど

◆「うせ」エリア・さまざまなお楽しみグッズを販売

◆「うせ」エリア・雪だるま、雪像、かまくら、イルミネーションなど

◆「うせ」エリア・さまざまなお楽しみグッズを販売

白鷹町内の各地区に、紅(あか)りがほんのりともります。

白鷹町の雪あかりは、紅花の「紅」をもらって「雪紅(あか)り」と名付けました。しらたかの冬の夜を、ひとめぐりませんか。きっと、あたたかな出会いが待っています。

主催：白鷹町「日本の紅(あか)をつくる町」連携推進本部

問い合わせ 白鷹町役場商工観光課 電話 0238-85-6136



■ 白鷹町地域応援券について

地域応援券の使用期限
2月12日(日)まで!

町では、地域にある事業所の応援や、コロナ禍や物価上昇の影響を受けている町民の皆さまの生活支援を目的として、12月中旬から下旬にかけて「白鷹町地域応援券」(商品券)を郵送しました。使用期限が令和5年2月12日(日)までとなっています。まだ、お手元にお使いになっていない応援券がありましたら、お早めにご使用ください。

【基準日(令和4年10月31日)以降に生まれた新生児のご家族の方へ】 令和4年10月31日から2月10日までの間に出生届の提出がある新生児の方を対象として「白鷹町地域応援券」を配布しています。

①1月25日(水)までに届出がお済みの方は世帯主宛てに1月下旬頃に郵送します。

②1月26日(木)以降の届出の方は、届出の際に役場町民課窓口にて配布します。

【登録事業所の皆さまへ】 最終の地域応援券換金手続き締切日が令和5年2月24日(金)となっています。お手元の応援券を確認いただき忘れずに手続きをお願いします。

【問い合わせ】 商工観光課 商工振興係 ☎ 87-0696

■ 各種支援制度への申請はお済みですか？

まだ申請を行っていない対象事業者の方はお早めに申請をお願いします。

制度名	支援内容の概要	申請期限
白鷹町事業継続雇用維持給付金	雇用調整(休業)を実施し、従業員に対して法定の休業手当を支払った事業者を対象とした給付金	・7月～9月の休業にかかる分 …1月31日(火)
白鷹町雇用調整助成金申請代行補助事業費補助金	国雇用調整助成金などに係る申請代行手数料を社会保険労務士などへ支払った事業者を対象とした補助金	・10月～12月の休業にかかる分 …2月24日(金)
白鷹町運送事業者等支援給付金(第2弾)	運送事業者は1台あたり3万円、タクシー業・運転代行業は1台あたり2.5万円 ※第1弾と通算して上限200万円	1月31日(火)

※対象要件や申請必要書類など詳細については、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ】 商工観光課 商工振興係 ☎ 87-0696

除雪作業中の事故にご注意ください!

1月6日から2月5日まで「雪害事故防止強化月間」を実施中です!

町内では、今年度、除雪作業中の事故が2件確認されています。

いずれも重症には至ってありませんが、除雪作業を行う際は、安全に十分ご注意ください。

雪下ろし中の事故防止について

- ・転落に十分注意して作業を行いましょう。
特に、気温の高い日は屋根の雪がゆるむので要注意です。
- ・命綱、ヘルメットを使用し、安全な服装で作業を行いましょう。
- ・近所や周囲に声を掛けて2人以上での作業を行いましょう。
- ・屋根の雪のゆるみに注意し、足元にはいつも気を配りましょう。

除雪機による事故防止について

- ・作業中は、周囲に絶対に人を近づけないようにしまししょう。
- ・雪づまりを取り除く際は、必ずエンジンを止め、長い棒などを使って行いましょう。
- ・エンジンをかけたままでその場を離れないようにしまししょう。
- ・後進するときは足元や後方の障害物に注意しまししょう。



転落を防ぐには
命綱の使用が必要です!

各連絡先

〔雪害による人的被害・建物被害関連〕 総務課 ☎ 85-6122 / 〔除雪関連〕 建設課 ☎ 85-6142
〔農業施設関連〕 農林課 ☎ 85-6107 / 〔高齢者福祉関連〕 健康福祉課 ☎ 86-0111